

令和元年2月開成町教育委員会定例会 会議録

日 時： 令和2年2月25日(火) 15時30分～17時00分

場 所： 開成町民センター大会議室

出席者： 井上教育長、村岡教育長職務代理者、露木委員、上野委員、本澤委員

【事務局】中戸川教育総務課長、小島教育総務課生涯学習担当主幹

尾川教育総務課学校担当副主幹

議 事：

1) 開会 教育長より開会の宣言

2) 会議録署名人の指名 本澤委員が指名された。

3) 議事

《協議事項》

(1) 令和2年度開成町教育委員会における取組方針及び各学校・園における教育課題の取組要請について

・資料1について説明した。

○教育長 協議事項(1) 令和2年度開成町教育委員会における取組方針及び各学校・園における教育課題の取組要請について事務局から説明してください。

○事務局 資料1をご覧ください。園・学校への次年度への取組要請については、例年1月定例教育委員会でお諮りしているものですが、昨年度、2019年度から2024年度までを計画期間とする開成町教育振興基本計画を策定しましたが、この園・学校への取組要請についても本計画に準じたかたちで要請をしていくことにしています。変更となった点を中心にご説明します。

まず、来年度から機構改革により教育委員会事務局に生涯学習課ができます。昨年度までの園・学校への取組要請では文化・スポーツに関する部分は除いていたのですが、今回からは文化・スポーツについても要請に盛り込んだかたちで記載しています。具体的には、2ページをご覧ください。「2 生涯にわたる体力づくりを支援します」というところですが、「(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実」、「(2) スポーツを支える指導者の育成」、「(3) スポーツを行うための環境の整備」が要請項目として加わっています。

9ページをご覧ください。「1 歴史教育や文化・芸術活動を推進します」というところですが、「(2) 文化・芸術活動の推進」が新たに町長部局から事務が移管されますので、要請項目に加えています。

そのほか、全体として要請項目がないと判断できるものについては、ここで整理させていただいております。具体的には、5ページのところですが、「4 教育条件を整備します」というところですが、「(1) 学校教育施設の整備」のところでは文命中学校の空調設備設置工事の記

載がありますが、こちらは、すでに今年度の工事により設置済ですので要請なしで記載しております。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。5月の新庁舎業務開始にあわせて機構改革が行われますが、現在、町長部局で行っている文化・スポーツの事務が教育委員会の事務として移管されますので、それにあわせて取組要請を整理しているということと文命中学校空調設置工事などすでに終了しているものについては、要請なしとしているとのことでした。何かご質問はありますか。

○委員 資料4ページの「(4) 幼児教育の充実」のところだが、例えば(ア)のところ、「平成31年度から開成幼稚園において3年間教育がはじまることから」とあるが、これについてはすでにスタートしているものなので、表現を少し変えたほうがわかりやすいのではないか。

○事務局 (ア)のところの記載で、「幼児期における教育の質の向上」とありますが、ここはこれから充実させていかなければならない部分なのでこのような表現としています。また、(ウ)については、預かり保育の記載がありますが、子ども・子育て支援事業計画のなかで預かり保育のあり方を見直すことを考えていますので、令和2年度に検討する必要があると考えています。また、(イ)については、「幼稚園教諭等の適正な配置について検討」という記載がありますが、これについては、令和2年4月時点で正規の幼稚園教諭は充足されることとなりますが、支援員等の非常勤職員の配置については予算との関係もあり、十分な人員を配置できていない状況にあります。令和2年度の予算上では、年少クラスにあつては、各クラスに2名ずつ支援員配置し、年中クラスにあつては、各クラスに1名ずつ配置し、年長クラスにあつては、介助教員1名を配置する予定です。ただし、財政担当からは、3年間教育スタート年と同じような人員体制を継続的に維持するような予算を認める考えはなく、教育委員会としては必要性等を含めて現場と連携して要望をしていく考えです。

○委員 表現の方法のところで、例えば(ア)のところでいえば、「平成31年度から開成幼稚園において3年間教育がはじまっており、」という記載でどうか。

○事務局 教育振興基本計画の文言を直接、変更する考えはありませんが、文言を補っていくようなかたちで表現するようにしたいと思います。

○委員 この取組要請は、対外的な資料としても使われるので、外部の人が見てもわかるような文言表記にすべきだと思う。また、4ページの「(5) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実」の(イ)の外国籍児童生徒に対する教育の支援のところで小学校だけ取組要請がないが、これは対象者がいないという理解でよいか。

○事務局 そのとおりです。

○委員 8ページの「2 他人を思いやる豊かな心を育てます」の(2)(ア)のところで、「いじめ、暴力行為等生徒指導に関する問題を協議する開成町幼児・児童・生徒指導担当者会議を開催し、子どもたちの情報を共有するなど確かな連携づくりに取り組む」とあるが、教育委員会

事務局のみの取組となっている。連携し、情報を共有するのだから幼小中すべてに取組要請をすべきではないか。

- 事務局 ご指摘のとおり修正させていただきます。
- 教育長 他の委員の皆様、そのような形で表記をあらためて良いでしょうか。
- 全委員 異議なし。

(2) 開成町教育委員会事務局規則の一部改正について

- 教育長 協議事項(2) 開成町教育委員会事務局規則の一部改正について事務局から説明してください。

- 事務局 それでは、資料2をご覧ください。令和2年5月1日の新庁舎における業務開始にあわせて町では組織・機構改革を実施しますが、今回提案させていただくものは、5月1日以降の新機構における教育委員会事務局の事務分掌について規則を全部改正させていただくものです。

資料2ページの「1. 変更内容」をご覧ください。まず事務局組織内の名称変更ですが、現在、教育総務課(学校担当、生涯学習担当)、子ども・子育て支援室(子育て支援担当)の1課1室体制となっていますが、変更後は学校教育課と生涯学習課の2課体制となります。

また、担当ではなく班を置きます。学校教育課に学校教育班、生涯学習課に生涯学習班、スポーツ班の2班体制となります。

事務分掌の変更ですが、追加するもの、削除するものということでまとめさせていただきました。まず、追加するものですが、現在「自治活動応援課」が事務委任により事務執行している「文化行政の企画及び調整に関する事務」、「スポーツの振興に係る企画及び調整に関する事務」、「水辺スポーツ公園の管理運営に関する事務」を教育委員会事務局で行います。

続いて、削除するものですが、こちらは子ども・子育て支援室が補助執行していた「児童福祉法に基づく事務」、「児童扶養手当法に基づく事務」、「子ども・子育て支援法に基づく事務」、「開成町小児の医療費の助成に関する条例に基づく事務」については、町長部局に事務を移管するため教育委員会の事務から削除します。

さらに、子ども・子育て支援室が教育委員会の事務として行っていた事務を学校教育課と生涯学習課の事務に割り振ります。

まず、学校教育課が行う事務としては、「子どものための教育・保育給付の支給認定(1号認定)に関する事務」、「私立幼稚園への施設等利用給付に関する事務」「幼稚園給食における副食費減免に関する事務」この3事務は学校教育課の事務として執行します。

生涯学習課においては、放課後子ども教室に関する事務を担います。

「2. 規則改正の考え方」ですが、こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定されている「教育委員会の職務権限」に沿って規定を整備させていただきました。

また、事務の性質や類似表現を整理統合し、町長部局の規則と並び

ようにしました。

3ページをご覧ください。今回の規則改正にあたって、大幅な改正となるため全部改正という改正方法で行いました。

まず、第2条ですが、事務局に次の課及び班を置くということで、「学校教育課 学校教育班」、「生涯学習課 生涯学習班、スポーツ班」としています。

まず、学校教育課学校教育班の事務としては、35の事務を列举させていただきます。

生涯学習課については、5ページにあるとおり生涯学習班にあつては、17の事務分掌、スポーツ班にあつては、9の事務分掌を担当します。

6ページですが、附則として施行日は令和2年5月1日とさせていただきます。説明は以上です。

- 教育長 　　ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問はありますか。
- 委員 　　学校教育班の事務分掌のところで、「(9) 児童及び生徒の就学に関する事」とあるが、ここに「幼児の就園」という記載はなくてよいのか。また、「(35) その他学校教育に関する事」とあるが、ここに「幼児教育」という記載はなくてよいのか。これらも含んだかたちで規定しているのか。
- 委員 　　学校教育班の事務分掌のなかでは、幼稚園のことを明記した部分もあるので統一してはどうか。
- 事務局 　　事務局としては、幼稚園も含んだかたちで規定をさせていただきましたが、表現内容に統一性をもたせるために修正をさせていただけたらと思います。例えば、学校教育班の事務分掌(9)については、「幼児、児童及び生徒の就園、就学に関する事」と表現を改めさせていただきます。そのほか、全体的に再度見直して表現方法を統一化させていただきます。
- 委員 　　生涯学習課の生涯学習班のところでは、「(7) 青少年育成に関する事」とあるが、ここで青少年問題協議会のことは読み込んでいるという理解でよいか。また、「(15) 文化財の保護に関する事」で文化財保護委員のことを読み込んでいるという理解でよいか。
- 事務局 　　そのとおりです。
- 教育長 　　他にご意見はありますか。
- 全委員 　　意見なし。
- 教育長 　　それでは、概ね原案どおりということで、こちらをベースに文言を統一する等必要な修正を加えさせていただきます。

(3) 開成町民センター使用規則の一部改正について

- ・資料2について説明した。

- 教育長 　　協議事項(3) 開成町民センター使用規則の一部改正について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料3をご覧ください。現在、町民センター使用料の支払いについては、役場の出納室で使用日の前日までに支払っていただいておりますが、令和2年5月から教育委員会事務局が新庁舎に移ります。これに伴って、町民センター管理人を常駐させることとしますが、券売機を町民センターに設置し、使用料をお支払いいただくかたちにしたいと考えております。券売機を設置する場合、10円未満の設定ができないため、現在、10円未満の端数が出てしまう部屋の利用については、10円未満の端数を切り上げるよう改正を行うものです。

規則では、第12条において使用料の減免基準を定めていますが、第2号のところでは減免率50%の団体では、部屋の使用料を徴収するときに10円未満の端数が生じることになるので、これが生じた場合は、切り上げるよう改正をさせていただきます。なお、券売機の設置は、新庁舎業務開始の5月を予定していますが、この規則改正については、4月1日から施行させていただき、周知をはかりながら、スムーズな移行をしていきたいと考えています。また、この改正により、今まで出納室で使用料を支払う必要があったものが、券売機を購入することで、この手間をクリアすることができるので、町民の利便性向上にもつながります。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。50%の減免基準に該当する場合、10円未満が切り上げることになりますが、一方で券売機利用により町民センターが会館している時間は、いつでも利用できるということで利用者のメリットにつながるようになります。何かご質問ありますか。

○全委員 意見なし。

○教育長 それでは、原案どおりで規則改正させていただきます。

(4) 開成町青少年指導員規則の一部改正について

・資料3について説明した。

○教育長 協議事項(3)開成町青少年指導員規則の一部改正について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料4をご覧ください。こちらは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されることとなります。法改正の趣旨としては、近年、非常勤公務員が増加し、様々な分野で活躍しているが、一方で、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保する必要があることが理由となっています。主な内容としては、一般職の会計年度任用職員の制度を創設し、服務規程との整備を図ることと特別職の非常勤職員の任用要件の厳格化を図るものです。現在、青少年指導員については、特別職非常勤職員に位置づけられていますが、今回の改正によりこの青少年指導員は、地方公務員法第3条第3項で規定される附属機関の委員の位置づけではなくなるものと、青少年指導員の事業が、任

命権者の指揮監督に服するような業務ではないため、一般職の会計年度任用職員に移行されることとなります。12月議会において、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例が改正され、青少年指導員については、特別職非常勤職員ではなくなり、この規則において青少年指導員の報償費の額、支給方法、旅費の支給を規定することとなります。また、定数については、みなみ自治会が出来たことにより現在の15名から16名に定数を増やす改正も今回提案させていただきます。なお、今回の改正により青少年指導員には報償費を支給することとなりますが、金額については非常勤特別職のときの報酬と同額で設定しています。施行日は令和2年4月1日としています。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。この法改正によって、園・学校で勤務している非常勤職員も一般職会計年度任用職員となり、今までとは異なった給与、勤務条件となります。

○事務局 今回の法改正の趣旨としては、「同一労働同一賃金」があります。非常勤職員の方であっても正規職員と同じような業務内容、勤務時間であれば同じような扱いとすべきという考えが根本にあります。会計年度任用職員のかたは、昇給もしていくことになるので今後は、今まで以上にしっかり人事管理を行っていく必要があります。課題としては、扶養の範囲内で働きたいという方にとっては、期末手当が支給されることで扶養の範囲を超えてしまうかもしれないということで、本人の希望と園・学校の勤務要望の調整で苦労しているところです。

○教育長 扶養の範囲内で働きたいという要望を実現するためには、余裕をもった人員を確保しておき、融通のきくシフトを組めるようにしておく必要があります。規則改正について他に何かご質問はありますか。

○全委員 質問なし。

○教育長 それでは、原案どおり規則を改正させていただきます。

《報告事項》

(1) 経過報告、今後の予定について

資料5について説明した。

○教育長 報告事項(2)経過方向、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

○事務局 2月の経過報告です。2月3日は登校指導日でした。2月6日は、開成小学校、開成南小学校の入学説明会を開催しました。2月17日は登校指導日でした。2月25日、本日は町民センター大会議室で15時30分から2月定例教育委員会を開催しました。

続いて、3月の予定です。3月2日は、登校指導日です。3月3日から3月16日まで開成町議会3月定例会議が開催されます。3月11日は、文命中学校の卒業証書授与式です。3月16日は登校指導日です。3月17日は開成幼稚園卒園式です。3月19日は開成小学校、

開成南小学校の卒業証書授与式です。3月23日は園長・校長会です。3月24日は定例教育委員会を町民センター中会議室Bで開催させていただきます。3月25日は、園・学校修了式です。3月31日は、教職員離任式を9時から町民センター大会議室で行います。

○事務局 本日、3月議会の一般質問書をお配りしています。教育委員会関係としては、井上慎司議員の「プレイパーク事業の現状評価と、今後の展開」と武井正広議員の「本町における幼児教育・保育の無償化に伴う課題と教育環境の整備の充実」があたっています。

○教育長 それでは、卒業式及び入学式の参列予定者について調整をさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 3月19日（木）の9時20分から開成小学校、開成南小学校の卒業式が予定されています。また、4月6日（月）の10時から開成小学校・開成南小学校の入学式が予定されていますので、各教育委員の皆様のご都合を伺ったうえで割り振りをさせていただけたらと思います。なお、昨年からの変更点として令和元年度卒業式、令和2年度入学式から町長の代理を教育長から副町長に変更しました。

（調整の結果）

○3月19日 小学校卒業式

開成小学校・・・村岡委員、上野委員

開成南小学校・・・井上教育長、露木委員、本澤委員

○4月6日 小学校入学式

開成小学校・・・井上教育長、露木委員、本澤委員

開成南小学校・・・村岡委員、上野委員

（3）開成町立園・学校の様子について

○教育長 新型コロナウイルス感染が拡大していますが、町内の学校では、卒業式の練習など行っております。

文命中学校においては、新型コロナウイルスの関係で2月21日に予定されていた3年生の卒業旅行（東京ディズニーランド）を生徒の健康を考慮して中止としました。

また、幼稚園の卒園遠足も当初、小田原城址公園に行く予定でしたが、新型コロナウイルスの関係で中井町中央公園に行き先を変更しました。

この新型コロナウイルスの関係で近日中に園長・校長会議を開催し、卒業式のやり方を含めて検討したいと考えています。

中学校においては、3年生の受験シーズンに区切りがつかしました。また、小学校においても、6年生の私学受験によって十数人が文命中学校に進学しないという報告が来ております。ただし、当初の予測よりも文命中学校への進学が多くなる見込みですので、来年度の文命中学校1年生は5クラスとなる見込みです。

開成幼稚園にあつては、幼児保育無償化に伴って、私学に流れる人

が多くなるのではないかと考えていましたが、今のところ66名のかたが入園する予定です。

両小学校の新1年生については、開成小学校が88名、開成南小学校が106名の方が入学の見込みです。

なお、文命中学校の不祥事については、様々なかたに大変なご迷惑をおかけしました。信頼回復に向けてしっかり取り組んでいきたいと思えます。

報告については、以上ですが他に皆様から報告事項はございますか。

○委員

開成南小学校の保護者から聞いた話だが、昨年度はできた卒業式において6年生が最後に教室に戻って担任から話を聴く場の保護者参観が、急に出来なくなったと聞いた。学校からの説明が特になく、急に決まったということであった。

○事務局

開成南小学校の学校運営協議会で出た意見だと思いますが、確かに前回の卒業式ではそのような対応をしたと聞いています。学校側の考えとしては、時間制限のある卒業式を滞りなく行うための措置だったと聞いています。なお、協議会の会長の意見としては、新たな取組をしてうまくいかない部分があれば修正するということがよいのではないかという意見でした。

○教育長

いずれにしても、学校側が理由をきちんと保護者に説明する必要があったということだと思います。他に皆様から何か報告事項はありますか。

○全委員

特になし。

○教育長

それでは、以上をもちまして2月定例教育委員会を閉会とさせていただきます。

閉 会 : 教育長より閉会の宣言